次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

テックワン株式会社

策定日：令和8年10月20日

両立支援制度を充実させ誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用管理の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．　計画期間　　令和8年11月1日～令和10年１０月31日まで

２．　内容

＜目標1＞

育児休業取得率を以下の水準となるよう計画的に支援する。

女性社員・・・75%以上

男性社員・・・30%以上

◇対策◇

令和8年11月～

・「育児介護休業法」及び当社の「育児介護休業規則」の内容について社員へ周知を図る。
・制度に関する説明資料を作成し、社内へ発信・掲示する。
・育児介護休業の取得希望者に対して、面談や書面により制度説明および取得意向の確認を行い、休業取得と円滑な職場復帰を支援する。
・取得対象者の面談結果をもとに、管理職への説明を個別に行う

＜目標2＞

計画期間の終了日の属する事業年度における全フルタイム労働者の法定時間外労働及び休日労働の合計時間数の平均を各月３０時間未満にする。

◇対策◇

令和8年１１月～

・毎月の労働時間を集計し、生産実績と照らし合わせて労働生産性を数値管理する。
・その結果を社内へ発信することで、会社全体の生産性向上を図り、目標とする時間外労働の遵守につなげる。

以上